## 第11回富山県景観審議会 議事録

日 時 平成21年2月23日(月)14:00~15:40

場 所 県庁4階大会議室

出席者 委員 11名

尾畑委員、河田委員、久保委員、高須委員、寺田委員、 長谷委員、畠山委員、伏江委員、水木委員、宮口委員、米原委員 事務局 8名

### 議事

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 景観づくり重点地域の指定等について
- 3 報告等
  - (1) 屋外広告物許可基準等の見直し検討について
  - (2) うるおい環境とやま賞について
  - (3) 屋外広告物の普及啓発について
- 4 閉会

# 質問・意見

## ●景観づくり重点地域の指定等について

### 委員)

「景観」という言葉の定義づけが前段階で必要ではないか。ハード部分なのか、生活に密着したものなのかなど。

#### 事務局)

景観条例の中のひとつの施策として重点地域があり、あらためて定義しなおすことはしない。 定義としては、景観条例の第2条に「景観づくり」の定義が「優れた景観を保全し又は創造する ことをいう」とされている。

## 会長)

「景観」とは?はあらためて議論が分かれるもの。景観条例に基づいて景観づくりをやっているので、今回は突き詰める議論は少し難しいのではないかと思う。

## 委員)

住民に普及をしていくうえで、「景観」とは?は必ず聞かれる質問だと思うので、考えを懐に 入れてやっていく必要があると思う。

## 事務局)

了解。

# 委員)

工作物の基準について、どの工作物に該当するかの判断が難しい場合はどうなるのか。どこかで決まっているのか。サイロ、貯槽などは判断が難しい。

# 事務局)

景観条例施行規則第2条に工作物の定義がされている。

届出の必要な行為の概念はこれまでの大規模行為の届出制度の中で運用・整理されている。 重点地域に指定された地域は、届出の必要な行為について、規模が小さなものから届出対象となるが、新たな考え方を持ち出すものではない。

#### 委員)

特定行為の対象行為規模の件で、重点地域の指定にあたっては、届出対象行為を定めるため、規則を改正することになるのか

### 事務局)

そのとおり。

### 委員)

答申案に届出行為及び規模の数字が入っていないのはなぜか

## 事務局)

景観審議会に意見を聞くことと条例に規定されていないため。

#### 会長)

審議会を離れた形で特定行為の届出対象規模の数値は変わりうるということか。

### 事務局)

条例上はそういうことになる。

## 会長)

基準という言葉には、数値も含まれるのではないか。

審議会で規模の資料を含めて審議した結果、答申がなされるのであるから、審議会を離れた形で特定行為の届出対象規模を勝手に変えることはできないはず。

もし規模が変わることがあれば、景観審議会で議論した上で変える必要がある。

### 事務局)

了解。

# 委員)

重点地域基本計画にある、「重点地域における景観づくりに関する基本的な方針に関する事項」という標題が日本語としておかしい。

#### 事務局)

条例上の規定を引用したものであり、ご理解いただきたい。

#### 会長)

美しくはないが、条例上のやむを得ない表現であり、了解。

### 委員)

これら計画は地元の方々は了解しているのか。

### 事務局)

今回の重点地域計画、特定行為の景観づくり基準案は、地元の大山・立山地区景観づくり推進協議会において検討を行ってきたものである。

### 委員)

説明資料では基本方針がキャッチフレーズのような形でまとめられており、非常にわかりやすくて良い。答申案では、長い文章の中に「かぎかっこ」でキャッチフレーズがあり埋もれていてわかりにくい。各地区の標題の横にもってくればどうか。

# 会長)

答申案はこれでよいのではないか?

委員の意見を踏まえ、広報をしていく際には上手にやっていってもらえばいいと思う。

#### 事務局)

広報を行っていく際には、リーフレット等で分かりやすくやっていきたい。

## 委員)

重点地域が施行された後、景観づくりを進めていく中で見直しなどをする機会はあるのか。 会長)

重点地域の計画や基準は、施行後の啓発活動や住民とのやりとりをふまえて、変わりうるものであり、絶対のものではないということ。意見を吸い上げてより良いものにしていくような対応は可能かということ。

# 事務局)

県だけで景観づくりができるわけではない。住民が中心になって景観づくりを進めてもらいたい。立山・大山地区の景観づくり推進協議会組織は存続し、景観づくり活動を進めていきたいと考えている。その中で計画等の変更もありうる。

ただし、そういった文面を計画等に盛り込むことは馴染まないと考えられる。

たとえば、答申文に、「社会的な状況を踏まえて適切に見直していくこと」という意見を付して答申していただくことも可能であり、これまでの答申の際にもそういった事例がある。

### 会長)

そこまでしなくても、審議会の議事録として残す形で、事務局は忘れないでいただく、ということで良い。ころころ基準等を変えるものでもない。

事務局には、住民との対話意識を持ち続けていただきたいということが景観審議会の意見。 会長)

意見も出尽くしたと思われるので、あとは、会長と事務局で相談して答申をまとめ、知事に手 交したいと考えているが了解いただけるか。

## 各委員)

了解。

## 事務局)

3月に会長から知事に答申を手交していただきたいと考えているのでよろしくお願いしたい。

# ● 屋外広告物許可基準等の見直し検討について(部会経過報告)

# 会長)

パブリックコメントでは規制緩和というのは要望が出やすいもの。安易な規制緩和ではなく、 慎重に検討していただきたい。

⇒その他意見なし。

# ● うるおい環境とやま賞について

⇒意見なし。

# ● 屋外広告物の普及啓発について

⇒意見なし。

# ○閉会挨拶